

## 新型コロナウイルスの感染を防ぐための特別な取り扱いについて

(R2.3.2)

新型コロナウイルスの感染を防ぐため、当分の間、窓口での手続きの取り扱いを下記のとおりとしますのでお知らせします。

また、市の窓口に来なくても済む手続きについては、郵送等による方法を勧めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

手続名	概要
冬の暮らし支援事業の助成申請	該当の方に対し、返信用封筒を送付(2/26)していますので、3/31までに郵送で提出してください。  【問合先:高齢介護課 内線 366・369】
老人クラブ運営費補助金の実績報告	該当クラブに対し、返信用封筒を送付(3/2)していますので、4/3までに郵送で提出してください。  【問合先:高齢介護課 内線 366・369】
国民健康保険短期被保険者証の臨時的取り扱い	短期1か月証の原則窓口交付について、申し出により郵送による交付とします。  【問合先:国保医療助成課 内線 254・255・256】
国民健康保険限度額適用認定証の臨時的取り扱い	原則窓口交付している限度額認定証を電話などによる申し出により、交付申請及び限度額認定証の発行を郵送対応とします。(送付先は、病院のみとします。)  【問合先:国保医療助成課 内線 252・253】
町会・自治会関係の手続き	町会・自治会関係の手続きについて、当分の間、郵送による手続きを各町会等に勧奨しています。 ○主な手続き一覧 ・町会・自治会現況報告書 ・街路灯維持管理報償金交付申請書 ・地域コミュニティ活性化事業交付金実績報告書 ・集団資源回収奨励金(後期)申請書 ・地域自主排雪完了報告書 ・公園施設設置許可期間満了通知書 ・交通安全旗及び防犯旗配布  【問合先:市民連携室 内線 514】